

令和8年度「キラリ！みやぎの農業」体感・就農促進業務
企画提案書作成等に関する質問への回答

No.	質問	回答
1	<p>●お試し就農について</p> <p>・1法人あたり14日までとありますが、この間の農作業は、有償・無償に関する条件はありますか。有償であれば短期のアルバイトと同様になるのかと。</p> <p>・同一人物が複数の農業法人のお試し就農へ参加することは可能でしょうか。また、その場合も事業目標である「短期お試し就農日数」にカウントされますか。</p>	<p>・有償の短期の就労体験になります。</p> <p>・同一人物が複数の農業法人のお試し就農へ参加することは可能です。事業目標である「短期お試し就農日数」にカウントされません。</p>
2	<p>●アプリについて</p> <p>・仕様書では労働力募集アプリの活用が複数個所で記載されていますが、本業務において民間の有償マッチングアプリの利用は必須でしょうか。</p> <p>・説明会、申込フォーム、個別調整、大学・JA・市町村等との連携により、アプリを使用せずに雇用就農希望者と農業法人等をマッチングする方法も提案可能でしょうか。</p>	<p>・仕様書5（4）に記載しておりますとおり、マッチングアプリの利用は必須です。なお、受託者が有償の短期就農を実施する事業者と連携することは妨げません。</p>
3	<p>●手数料について</p> <p>・農業法人等が労働力募集アプリ使用の際に発生する人件費等に係る手数料（受託者で規定している手数料と同額・同率とする）。とありますが、受託者が職業紹介業もしくはアプリサービス運営事業者が前提の際の手数料でしょうか。そのような事業者でない場合、この手数料とは具体的に何を意味していますか。</p> <p>・アプリ手数料ではなく、送迎支援、説明会開催、受入農業法人への支援、体験後のフォローアップ等に予算を充てる提案も評価対象となりますか。</p>	<p>・職業紹介業もしくはアプリサービス運営事業者等に限定してはおりませんが、マッチングアプリの利用は必須ですので、その際の手数料となります。</p> <p>・仕様書5（4）に記載しておりますとおり、マッチングアプリの利用は必須です。対象経費として、送迎支援、説明会開催、受入農業法人への支援、体験後のフォローアップ等は管理運営費となります。</p> <p>なお、提案の評価については、企画提案募集要領の「2 審査基準・配点」を御参照ください。</p>
4	<p>●青年・若年層の定義について</p> <p>若年層は、日本国内統計・政策上では15歳～34歳とされていますが本事業では同様の理解でよろしいですか。また、青年についても10代～30代の認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>就農体験における青年・若年層の定義としては、農業経営基盤強化促進法における青年（原則として18歳以上45歳未満）とします。</p>
5	<p>●雇用就農希望者について</p> <p>・県内在住とありますが、かなり限定的と思いますが、「県外在住で宮城県内の雇用就農を希望する又は興味・関心のある若年層」を除外している理由はありますか。</p>	<p>「県内に在住する若年層の雇用就農希望者等」としており、「県外在住で宮城県内の雇用就農を希望する又は興味・関心のある若年層」を除外していません。</p>
6	<p>・仕様書（4）ア</p> <p>「1 農業法人等あたり、「短期お試し就農」が実施できる日数は14日（人）までとする。」とありますが、手数料の補助対象の上限値が14日（人）であるという意味で、農業法人等がマッチングアプリなどのサービスを継続利用することを制限する意味ではない、という理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
7	<p>・仕様書（5）</p> <p>フォローアップ交流会2回のうち1回は、オンライン、オフライン等実施方法は問わない認識で相違ないでしょうか。</p>	<p>オンライン、オフライン等、実施方法は問いません。</p>

8	<p>・仕様書（5） 県が用意するフォローアップ交流会の会場利用費用は発生しない認識で相違ないでしょうか。発生する場合は費用をお教えください。 また、利用日時は受託後において協議の上で決定する認識で相違ないでしょうか。</p>	<p>・県が用意するフォローアップ交流会の会場利用について、基本料金に含まれるものは県イベントでの実施ということで費用は発生しません。なお、基本料金に含まれるものと含まれないものは以下です。</p> <p><基本料金に含まれるもの></p> <ul style="list-style-type: none"> ・会場の基本使用料 ・大型LEDビジョン、テーブル、椅子、司会演台、マイク等基本備品の利用 ・天吊りモニター、柱付モニターへの掲載費 ・施設ディレクター 1名の人件費 ・映像/音響/照明スタッフ 1名の人件費 <p><基本料金に含まれないもの></p> <ul style="list-style-type: none"> ・イベント企画運営及びこれに係る諸経費 ・映像制作や演出、デザイン等の製作及びこれに係る諸経費 ・飲食サービス及びこれに係る諸経費。 <p>また、利用日時については、受託後において協議の上で決定いたします。</p>
9	<p>・仕様書（5） フォローアップ交流会の対象は若年層等の参加者を指す認識で相違ないでしょうか。</p>	<p>相違ありません。</p>
10	<p>・仕様書（6）ア 実施後のアンケートとは、フォローアップ交流会に参加した参加者と受け入れ事業者が対象でしょうか。</p>	<p>原則、実際に当事業に参加した参加者と受け入れた法人を対象としています。具体的な内容等については、受託者が決定後、提案内容をもとに協議の上決定します。</p>